

広告募集案内【見積合せ】
(印刷物広告掲載仕様書)

令和7年度軽自動車税種別割納税通知書送付用窓付き封筒に広告を掲載して下さる事業者を以下のとおり募集します。

■対象印刷物

名称	令和7年度軽自動車税種別割納税通知書送付用窓付き封筒
内容	軽自動車税種別割の納税義務者に対して発送する納税通知書を封入するために利用されるもの。
規格判型	【定型外封筒】縦 120mm×横 224mm
発行部数	459,800部 (概算)
発行頻度	年一回
発行予定	令和7年5月1日発送
配布期間	令和7年5月上旬
配布方法 (対象者・場所等)	軽自動車税種別割の納税義務者に対して発送。発送地域は横浜市内及び一部市外

▼画像：前回（令和6年5月）発行分表面



■広告内容

掲載場所	スペース (縦×横)	枠数	色数	予定価格
封筒の裏面 (別紙1「封筒レイアウト」もご覧ください。)	縦 65mm×横 104mm	1 枠	1 色	公表しません

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他（別紙2「財政局主税部における広告事業実施要領」）の広告関連規程を遵守してください。

その他具体的には以下に掲げる広告の掲載はできません。

- ・金融商品取引業、商品先物取引業を営む業種及び事業者
- ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車にかかわる収益事業を営む業種又は事業者
- ・市税滞納のある事業者
- ・勧誘、販売にあたり、金融商品取引法の規定が適用又は準用される商品

■原稿の制作等

初稿入稿締切	令和6年12月13日(金)
最終入稿締切	令和6年12月27日(金)

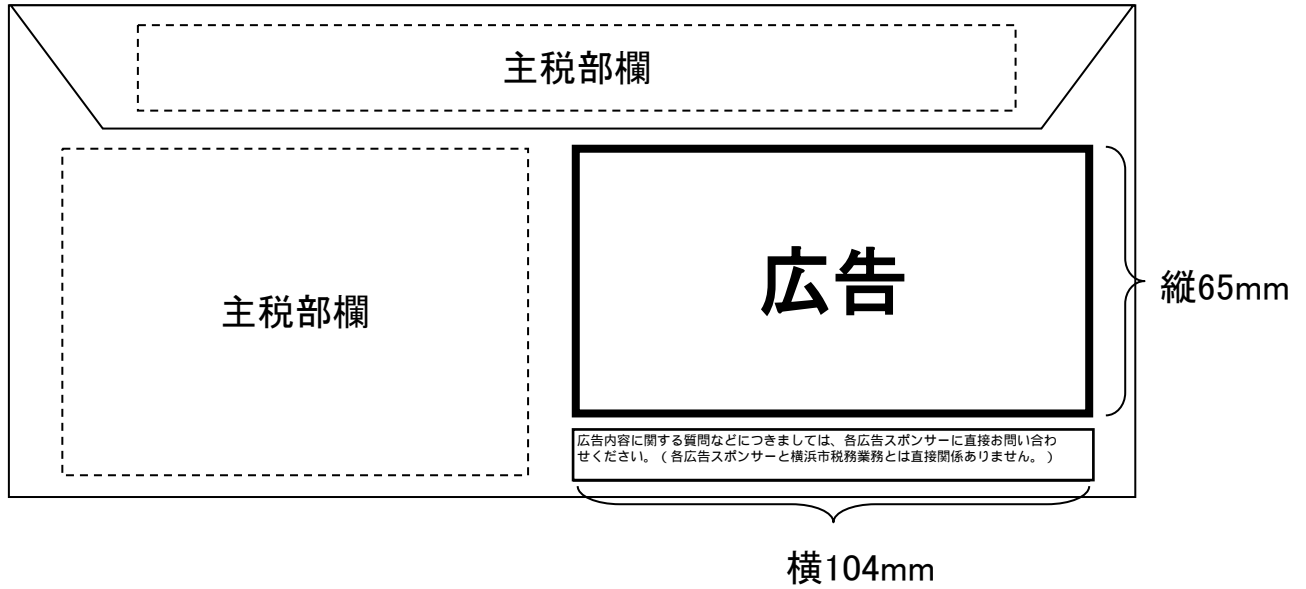
- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 広告料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完全データにて入稿してください。
(データ形式：イラストレーター、文字はアウトライン化)
- ※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。
広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ※ 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。
- ※ 入稿時には出力見本を添えてください。
- ※ 入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこととなりますが、その場合であっても広告料はお支払い頂きますのでご注意ください。
- ※ 色校正は行いません。校正は原稿内容の確認のみとなりますがご了承ください。

■申込み

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
申 込 方 法	申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送又はメールにてご提出ください。
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和6年11月8日（金）
申 込 締 切	令和6年11月29日（金）17：00
申 込 先	（担当課名）横浜市財政局税務課課税担当 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 12 階 （TEL/FAX）TEL 045-671-2253 / FAX 045-641-2775 （Eメール）za-kazei@city.yokohama.lg.jp

封筒裏面レイアウト



財政局主税部における広告事業実施要領

平成 16 年 11 月 15 日財税制第 65 号
(主税部長決裁) 制定
平成 17 年 10 月 5 日財税制第 10062 号
(主税部長決裁) 改定
平成 22 年 3 月 31 日行税支第 2609 号
(主税部長決裁) 改定
平成 23 年 4 月 28 日総税務第 210 号
(主税部長決裁) 改定
平成 25 年 10 月 4 日財税務第 1632 号
(主税部長決裁) 改定
令和 6 年 6 月 19 日財税務第 264 号
(主税部長決裁) 改定

新たな財源を確保する取組のひとつとして、財政局主税部において作成又は管理する市税賦課徴収関係印刷物の活用による広告事業を実施することとし、横浜市広告掲載基準第 4 条の規定により必要な事項を定めるものとする。

1 広告媒体

財政局主税部が作成又は管理する市税賦課徴収関係印刷物のうち、広告掲載の対象媒体等について、次のとおりとする。

市税賦課徴収関係印刷物

対象媒体	対象市税	広告掲載スペース
納税通知書等発送用封筒	市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）	封筒裏面
	固定資産税・都市計画税	
	固定資産税（償却資産）	
	軽自動車税（種別割）	
	市民税・県民税・森林環境税（特別徴収分）	
申告書発送用封筒	法人市民税	封筒裏面
	事業所税	
	固定資産税（償却資産）	

2 広告掲載基準

市税賦課徴収関係印刷物へ掲載する広告については、次の広告範囲及び業種又は業者のものは対象外とする。

(1) 広告範囲

横浜市広告掲載要綱第 4 条に該当する広告については、掲載しない。

(2) 全市統一基準に基づく規制業種又は業者

横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種又は事業者の広告については、掲載しない。

(3) 広告掲載等にあたっての納税者等への周知事項

市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載にあたっては、納税者等への案内として、次の文章を印刷又は表示する。

「*広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問い合わせください。
(各広告スポンサーと横浜市税務業務とは直接関係ありません。)」

(4) 市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載における特記事項

市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載にあたっては、前各号に定めるもののほか、次の業種、業者又は商品の広告は掲載しない。

ア 金融商品取引業・商品先物取引業

イ 固定資産税・都市計画税の納税通知書については、土地・家屋等不動産にかかわる収益事業を営む業種又は業者

ウ 軽自動車税（種別割）の納税通知書については、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車にかかわる収益事業を営む業種又は業者

エ 勧誘・販売にあたり、金融商品取引法の規定が適用又は準用される商品

3 市税賦課徴収関係印刷物への広告募集方法等

(1) 広告募集の方法

市税賦課徴収関係印刷物への広告募集については、広告掲載枠を広告代理店の仲介又は政策経営局経営戦略部財源確保推進課の直接公募により、広告スポンサーの募集を行う。

(2) 広告代理店の選定及び広告料の決定方法

広告代理店又は広告スポンサーの選定及び広告料の決定については、印刷物の所管課がこれを行う。

(3) 広告代理店における広告スポンサーの募集及び選定方法

広告代理店における広告スポンサーの募集及び選定は、横浜市広告掲載要綱並びに本実施要領2(2)及び(4)に従い行う。

(4) 広告代理店及び広告スポンサーとの契約期間

広告代理店及び広告スポンサーとの契約期間については、原則1年以内とする。

附則

この要領は、平成16年11月15日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月5日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月4日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月19日から施行する。

広告掲載申込書（印刷物：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	令和7年度軽自動車税種別割納税通知書送付用窓付き封筒		
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名

令和7年度軽自動車税種別割納税通知書送付用窓付き封筒

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。